

答 申 第 5 2 号
平成19年7月31日

青森県知事 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成19年1月11日付け青人第561号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成17年度退職者（本庁課長級以上）の再就職状況関係文書についての一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった一部開示決定処分において、「本庁課長級以上」に該当する者のうち、再就職先、役職、就任年月日、就職先の所在地、就職先の電話番号（ただし、慣行として公にされている情報を除く。）を不開示としたことは、不当とは言えない。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成18年11月17日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「平成17年度に退職した本庁課長級以上の再就職状況のわかるもの」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「平成17年度勸奨退職及び定年退職者の再就職状況調べ」（以下「本件行政文書」という。）を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、本件行政文書のうち、次に掲げる部分については条例第7条第3号に該当するとして、当該部分を不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年11月24日、異議申立人に通知した。

- (1) 「本庁課長級以上」に該当しない者の情報（以下「本件情報1」という。）
- (2) 「本庁課長級以上」に該当する者のうち、再就職先、役職、就任年月日、就職先の所在地、就職先の電話番号（ただし、慣行として公にされている情報を除く。）（以下「本件情報2」という。）

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年12月22日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件開示請求の内容について開示するとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 条例第1条の「目的」、同第3条の「解釈及び運用」及び同第7条の「開示義務」の規定内容からすると、条例は、「原則開示」の精神にのっとりその全体が解釈運用されなければならないことを明らかにしている。したがって、不開示とすることができる情報は、極めて限定されるものである。
- (2) 実施機関が不開示決定処分の論拠とした条例第7条は、一方では「原則開示」の立場を明確にしながら、「行政文書を開示しないことについて合理的な理由のある必要最小限の情報を可能な限り、限定的かつ明確に類型化し」ており、併せて実施機関が不開示決定処分の論拠とした条例第7条第3号においては、「ただし」書きとして、「このような情報であっても、個人の権利利益を侵害せず不開示とする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきものについては、例外的に開示する」（第7条第3号の趣旨）としている。したがって、そもそも不開示処分は、条例が認めた不開示処分の本来の目的を実現するためにのみ、認められるべきものであり、本来の目的以外の目的のためになされた不開示処分は、違法となる。
- (3) 本件行政文書は、実施機関が一部開示決定したとおり、条例に定めのある行政文書であることに争いはない。また、開示された氏名等の人物は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に定められた一般職に属する地方公務員であり、青森県における課長級以上の職に在った者で、中には局長、場長、所長の職にあった者も含まれている。そうすると、在職中に知り得た相当量の情報を持ち、併せて相当の職務権限のあった者であるということができ、退職後も在職者に対して一定の影響力が

ないわけではないことは、容易に思料されるところである。

- (4) 青森県職員倫理条例（平成12年10月青森県条例第157号）は、「職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的」に定められている。全国各地で取り沙汰される官製談合と、全国知事会による談合防止対策に象徴されるように、今日的にはいわゆる「天下り」について批判的な議論が主流を占め、本件異議申立てに係る情報については、神奈川県、長野県、宮城県などでも公開され、大阪市や札幌市においては再就職情報についての取扱要綱が作成され、それぞれの自治体のホームページ上にも、再就職状況についての個人名が記載された一覧表が掲載されている。
- (5) 以上のとおり、本件異議申立てに係る情報は個人に関する情報ではあるが、当該情報が公開されることによる当該個人へのデメリットは、開示することの公益性との比較衡量を上回るものでは決してない。したがって、人事行政を運営するに当たっての公正性、透明性を確保するという点でも、個人情報だということを理由とした前記不開示理由に合理性はない。
- (6) 理由説明書に対する反論

ア 実施機関による不開示理由は、退職と同時に公務員でなくなった時点で、在職時に課長級以上の職にあった人についても、その未満の職階にあった人と同等に、退職後の「職業」については、個人情報として不開示とすることが妥当だとする議論であり、その主張の妥当性が争点となると思料される。

なお、本件開示請求に係る情報は、退職時点で決定されているものないしは退職直後になされた再就職先に係る情報であって、退職後「数か月後」あるいは「数年後」の再就職情報ではない。

イ 青森県情報公開条例の解釈運用基準（平成12年3月13日制定）によれば、条例第7条第3号の趣旨について、「プライバシーは、個人の内面的な意識の問題であり、また、個人差があることから、その具体的な内容や保護すべき範囲を明確に規定し尽くすことは極めて困難である。」と前置して、「ただし、このような情報であっても、個人の権利利益を侵害せず不開示とする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきものについては、例外的に開示することとしたものである。」としている。

ウ 青森県職員倫理条例は、「この条例は、職員が職務を遂行するに当たって、全体の奉仕者として常に自覚しなければならない職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招

くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的と」して定められ、青森県職員倫理規則（平成13年2月青森県規則第6号）によっても、県職員の利害関係者との関係について厳しく戒めている。そして、同条例第3条において、「職員が遵守すべき職務に係る倫理原則」を次のように明らかにしている。

(ア) 職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

(イ) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

(ウ) 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者から贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

併せて、同規則は、「利害関係者以外の者等との間における禁止行為」についても厳しく戒めている。

エ 本件開示請求の内容は、「平成17年度に退職した本庁課長級以上の再就職状況のわかるもの」であり、他の自治体においては開示請求に拠らないまでも、ホームページ上でも公開されている情報である。

併せて、前記ウのとおり、県職員の倫理問題として関係民間業者等との関係について厳しく戒めているのであり、さらに「天下り」やその他「談合」、「利益誘導」等の不正と弊害に対する国民的な批判が存在することに、開示請求に係る情報については、「公開すべきが国民の利益」とする世論となっていることは論を待たないばかりか、国の施策においてもなされてきている事実である。ましてや、本件開示請求の対象としているのは、「課長級以上」のものであって、明らかに課長級未満の職階にある人とは、その保有する情報量、権限と影響力を持ち合わせている人の情報であることを考慮すれば、課長級未満の職階にある人の情報とは扱いが異なってしかるべきである。

ゆえに、課長級以上の職階にあった人についての再就職情報については、県民の前に明らかにされ、その妥当性が検証されることが県民の広範な利益につながるものであり、前記他自治体における情報公開についても、そうした考え方に基いて行われているものと理解される。したがって、本件不開示による利益と、開示されることによる公益性を比較衡量すると、不開示には理由がない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね、次のとおりである。

1 本件行政文書を作成した経緯

「平成17年度勸奨退職及び定年退職者の再就職状況調べ」（以下「再就職状況調べ」という。）は、総務省が実施する「地方公務員の退職状況等調査」（以下「総務省調査」という。）に回答するための基礎資料作成を目的として実施している。

総務省調査は、退職年度の翌々年度に実施されているが（平成16年度中に定年・勸奨退職した者について、平成18年度に総務省調査実施）、時の経過とともに県を退職した職員（以下「県退職職員」という。）の状況を把握することが困難になることから、職員の協力を得て早期に再就職状況調べを実施したものである。

2 本件行政文書の記載内容

本件行政文書の記載内容は、退職時所属、職名、氏名、再就職先、役職、就任年月日、就職先の所在地及び就職先の電話番号である。

3 不開示とした理由

(1) 本件情報1について

当該情報については、請求の対象外であることから不開示としたものであり、争いのないところである。

(2) 本件情報2について

当該情報については、以下の理由により、条例第7条第3号に該当するため一部不開示としたものである。

ア 条例第7条において、不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求に対しては行政文書を開示しなくてはならないと規定するとともに、例外的に行政文書を不開示とする場合の不開示情報の範囲を限定的に定めている。

イ そこで、条例第7条各号への該当性を検討すると、本件については条例第7条第3号に該当すると判断される。

(ア) 退職時所属、職名、氏名について

県退職職員に係る退職時所属、職名及び氏名について、人事異動内示により公

になっているため、条例第7条第3号ただし書イに該当するとして開示したところである。

- (イ) 再就職先、役職、就任年月日、就職先の所在地、就職先の電話番号について再任用職員、特別職の非常勤職員のような公務員の場合、再就職先、役職等は人事異動内示等により公になっているため、条例第7条第3号ただし書イに該当するとして開示したところである。

県退職職員の場合、退職時所属、職名及び氏名は既に公表されているものの、退職後は公務員としてではなく「一個人」として生活するものであるから、特定の個人を識別することとなる「職業」については不開示としたものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

なお、異議申立人は、異議申立書の「5 異議申立ての理由」の「(4) 本件異議申立の対象情報」において、「本件異議申立ての対象となる情報は、「本庁課長級以上」に該当する者のうち、再就職先、役職、就任年月日、就職先の所在地、就職先の電話番号（ただし、慣行として公にされている情報を除く。）」である」としており、実施機関が本件処分において不開示とした部分のうち、本件情報1については本件異議申立ての対象としていないものと認められるので、当該部分については、当審査会の判断の対象としないものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、総務省が、地方公務員の再任用制度の実施状況及び退職状況等に関する事項について、実態を把握し、各地方公共団体に情報提供するとともに、地方公共団体における高齢対策の検討に資することを目的として実施する、「地方公務員の再任用実施状況及び退職状況等調査」への回答に係る基礎資料とするため、実施機関が、平成17年度中に定年退職又は勧奨退職した者の再就職の状況を調査し、その結果を取りまとめたものであり、第4の2に掲げる情報が記録されている。

3 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、条例第7条第3号に該当するとして、本件情報2を不開示としているので、以下、当該情報の条例第7条第3号該当性を検討する。

(1) 条例第7条第3号本文該当性について

ア 条例第7条第3号本文の趣旨

条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を規定している。

イ 本件情報2は、平成17年度に退職した「本庁課長級以上」に該当する者に係る、再就職先、役職、就任年月日、就職先の所在地、就職先の電話番号（ただし、慣行として公にされている情報を除く。）であり、本件処分においては、「本庁課長級以上」に該当する者の退職時の所属・職名、氏名が開示されていることから、本件情報2が、これら既に関示されている情報と一体となることにより、条例第7条第3号本文に該当するのは明らかである。

(2) 条例第7条第3号ただし書該当性について

ア 条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の

遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項又は第55条第1項に規定する職員をいう。）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、開示すると規定している。

イ そこで、本件情報2が、条例第7条第3号ただし書に該当するかどうかについて検討すると、まず、本件情報2が同号ただし書口に該当しないことは明らかである。

また、本件情報2は、平成17年度に退職した「本庁課長級以上」に該当する者に係る再就職の状況であり、当審査会が調査したところによれば、当該情報には公表慣行等はなく、具体的な職務の遂行と直接の関連を有するものでもないことから、同号ただし書イ及びハにも該当しない。

(3) 以上から、本件情報2は、条例第7条第3号の情報に該当する。

4 条例第9条の適用について

異議申立人は、本件情報2について、「課長級以上の職階にあった人についての再就職情報については県民の前に明らかにされ、その妥当性が検証されることが県民の広範な利益につながり、当該情報の他自治体における情報公開もそうした考え方に基いて行われているものと理解される」、「当該情報が開示されることによる当該個人へのデメリットは、当該情報を開示することの公益性との比較衡量を上回るものでは決してない」とし、「個人情報だということを理由とした不開示理由に合理性はない」と主張しているところである。

条例第7条第3号本文に該当する情報に係る、同号ただし書口の「人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護」以外の公益との調整は、条例第9条の「公益上の理由による裁量的開示」の規定により図られることから、以下、本件情報2への条例第9条の適用について検討する。

(1) 条例第9条の趣旨

ア 条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号又は第2号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」とし、不開示情報について、実施機関の高度な行政的判断により裁量的開示を行うことができることを定めているものである。

イ これは、条例第7条各号に定める不開示情報については、基本的に開示してはな

らないものであるが、このような不開示情報であっても、個々の事例における特殊な事情によっては、開示することの利益が開示とすることの利益に優越すると認められる場合があり得ることを否定できないため、不開示情報であっても、実施機関の高度な行政判断により裁量的に開示することができることとしたものである。

ウ また、「公益上特に必要があると認めるとき」とは、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合をいう。条例第9条による裁量的開示を行うに際しては、不開示情報の性質と開示することによる公益とを比較衡量することとなるが、特に、個人に関する情報の場合には、個人の人格的な権利利益を侵害しないよう慎重な配慮をしなければならないものである。

(2) 本件情報2の性質と当該情報を開示することによる公益との比較衡量に係る実施機関の判断

異議申立人は、本件情報2について、「課長級以上の職階にあった人についての再就職情報については県民の前に明らかにされ、その妥当性が検証されることが県民の広範な利益につながる」、「本件不開示による利益と、開示されることによる公益性を比較衡量すると、不開示には理由がない」と主張していることから、当審査会が実施機関に対し、当該主張に対する意見を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、次のとおり述べているところである。

ア 本件行政文書は以下の事情に基づく情報であるため、その一部について開示しなかったところである。

(ア) 県では、退職者及び退職予定者に対し、民間企業等への就職のあっせん、紹介等は、職位を問わず行っておらず、再就職は退職者自らが行った就職活動の結果である。

(イ) 本件行政文書は、総務省が毎年度実施している「地方公務員の退職状況等調査」に回答するため、退職者等から自らが行った就職活動の結果に係る情報を収集し、取りまとめたものである。

県は、情報収集に当たり、事務処理上必要であるとして、任意の情報提供を依頼しているものであるが、その際、個別の情報を公表することについて退職者本人の同意を得ていない。また、退職者に再就職した際の報告義務を課していないことから、本件行政文書は退職者の再就職状況が完全には網羅されていない。

本件行政文書の全部開示は、情報を任意で提供した退職者としなかった退職者の双方の権利利益を侵害する可能性があり、再就職先の企業等についても、その公表は想定していないと考えられる。

(ウ) 本件行政文書には、特定の個人を識別することができる個人情報が含まれており、また、以上のような事情を踏まえれば、不開示情報の規定により保護される利益に優越するほどの公益上の理由があるとは認められないと判断したところである。

イ 異議申立人は、本件情報 2 に相当する情報は、「他の自治体においては開示請求に拠らないまでも、ホームページ上でも公開されている情報である」と主張している。

しかしながら、職員の人事管理については、地方公務員法等の各種法令に則り、各地方公共団体がそれぞれ行っているところであり、退職管理についても同様である。本県では、再就職の斡旋、紹介、推薦等を行っていないが、すべての地方公共団体において同様であるとは限らない。

また、ホームページ上で公開している地方公共団体は、要綱等で再就職状況等の報告を義務付けるとともに、その公表についてもあらかじめ規定しており、その点においても本県と事情は異なっているものである。

したがって、他の地方公共団体が本件開示請求に係る情報を裁量的に開示していることは、本県が本件行政文書を全部開示しなければならない理由とはならない。

ウ 異議申立人は、「青森県職員倫理条例や青森県職員倫理規則は、県職員の倫理問題として関係民間業者等との関係について厳しく戒めているのであり、さらに「天下り」やその他「談合」、「利益誘導」等の不正と弊害に対する国民的な批判が存在することに、開示請求に係る情報については、「公開すべきが国民の利益」とする世論となっていることは論を待たないばかりか、国の施策においてもなされてきている事実である」と主張している。

異議申立人が主張する「公開すべきが国民の利益」については、その公益上の要請の程度が判然としないが、本件行政文書は前記ア記載の経緯に基づく情報であることから、その開示に当たっては、不開示部分の開示について不開示情報の規定により保護されている利益に優越するほどの公益上の理由があるとは認められないと判断し、一部開示としたところである。

また、「国の施策においてもなされてきている」とあるが、前記イのとおり、職員の人事管理については、各種法令に則り、各団体がそれぞれ行っている。本県では、再就職の斡旋、紹介、推薦等を行っていないが、国には早期退職慣行があることから、本県とは事情が異なっており、国会で審議されている地方公務員法改正案においても、国と地方公共団体の退職管理の違い及び各地方公共団体間の退職管理の違いを踏まえた改正案となっている。

(3) 本件情報2の裁量的開示

ア 条例第9条は、前記(1)のとおり、条例第7条各号に定める不開示情報について、公益上「特に」必要があると認めるときに、実施機関の高度な行政的判断により、「裁量的に開示することができる」としたものであり、いわゆる裁量的開示を認めた規定である。

したがって、条例第7条第3号の「個人に関する情報」に該当する本件情報2について、実施機関が条例第9条を適用して裁量的開示を行わなかったこと、すなわち、「裁量権を行使しなかったこと」が違法ないし不当であると言うためには、実施機関に裁量権の逸脱ないし濫用があったと認められる必要があるものである。

イ 特に、個人に関する情報について裁量的開示を行う場合には、「個人の人格的な権利利益を侵害しないよう慎重な配慮をしなければならない」と解されているところであり、個人に関する情報についての条例第9条による裁量的開示は、より限定的であるべきである。

ウ 職員の職階を踏まえた影響力の行使という観点からすれば、一般的には、退職時の職階が高いほど、その行使し得る影響力は大きいとすることができ、本庁課長級以上に該当する者は相当程度の影響力を有しているとみるべきであることから、異議申立人が主張する、本庁課長級以上に該当する退職者の再就職情報に対する透明性の要請については、理解することができるものである。

エ また、異議申立人が主張する「国の施策」に関しては、国家公務員については、いわゆる私企業に対する「天下りの禁止」として、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第103条第2項及び第3項の規定により、人事院の承認を得た場合を除き、離職後2年間は、離職前5年間に在職していた職と密接な関係にある営利企業の地位に就くことが禁止されているところであり、人事院による営利企業への再就職の承認処分の状況について国会等への年次報告が行われるほか、公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）を踏まえた再就職状況の公表に係る関係府省官房長等申合せ（平成14年3月29日最終改正）に基づき、公務員の再就職の公正性、透明性を確保することを目的に、本府省の課長・企画官相当職以上の者等の再就職状況の公表が行われているところである。

オ しかし、地方公務員については、地方公務員法上、国家公務員のような「天下りの禁止」の規制はなく、また、本庁課長級以上に該当する退職者の再就職情報についても、国のような公表制度を設けるかどうかは各地方公共団体の判断に委ねられ

ているところである。地方公務員に対する、いわゆる「天下りの禁止」といった服務上の規制が制度化されていない理由としては、その影響力が相対的に限定されていることによるものとの考え方が示されているところであり、また、国には早期退職慣行があることも踏まえれば、退職者の再就職状況の公表に対する、国との取扱いの差異についても、説明が可能なものと考えられる。

カ また、本庁課長級以上に該当する退職者の再就職情報に対する全国の現状について、当審査会が調査したところ、平成18年度に市民団体が都道府県及び政令指定都市を対象に行った、本庁課長級以上に該当する退職者の再就職情報の開示請求に対し、氏名、退職時の役職、再就職先の名称・役職を公開しているのは、10道府県、5政令指定都市に止まっていることが認められる。

キ さらに、前記(2)ア(イ)に掲げるとおり、本件行政文書は、総務省の調査に回答するため、退職者等からその就職活動の結果に係る情報を収集し、取りまとめたものであり、当該情報は、その取得時の経緯として、事務処理上の必要から任意の情報提供を依頼したものであること、個別の情報を公表することについて退職者本人の同意を得ていないものであること、再就職した際の報告義務を課しておらず、当該情報を提供していない退職者もいることなどが認められるものである。

ク 本件情報2は、前記3で認定したとおり、条例第7条第3号の「個人に関する情報」に該当し、同号の規定により保護される正当な利益を有するものである。

そして、上記の諸点に照らせば、当該情報に対する透明性の要請があることを考慮しても、現時点では、当該正当な利益に特に優越する公益上の必要性を窺わせるほどの特段の事情があるとまでは言えない。

よって、本件情報2について、実施機関が条例第9条を適用して裁量的開示を行わなかったことに裁量権の逸脱ないし濫用があると認めることはできない。

5 結論

以上のとおり、本件情報2は、条例第7条第3号に該当し、実施機関が条例第9条の規定による裁量的開示を行わなかったことは不当とは言えないので、第1のとおり判断する。

6 付言

上記のとおり、本件情報2について、実施機関が不開示としたことは不当とは言えないとの結論に至ったところである。

しかしながら、本庁課長級以上に該当する退職者の再就職情報については、その透明性の要請があることは否定できない。

また、上記4(3)キの、本庁課長級以上に該当する退職者の再就職情報についての市民団体による開示請求に対する、各都道府県及び各政令指定都市の対応をみれば、当該地方公共団体の出資する公益法人等に再就職した者に限定して開示しているものなど一部公開を含めると、40道府県、14政令都市において、当該情報のうち何らかの情報が開示されているところである。

加えて、「公務員制度改革について」（平成19年4月24日閣議決定）においては、「地方公務員については、国家公務員法等の改正（能力・実績主義、再就職に関する規制）の内容や地方の実態を踏まえた上で、改革の内容について検討を行い、必要な法案を速やかに提出する」としており、第166回国会に閣第97号として「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案」が提出されたところでもある。

このような状況から、実施機関に対し、退職者の再就職状況の公表制度の創設に係る今後の見通しについて意見を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「国会で再就職規制を含めた国家公務員法及び地方公務員法の改正が議論されているところであり、その議論を踏まえ、適切に対応していきたい」と述べている。

地方公共団体の事務、事業が拡大し、民間企業等との間で利害関係が増大している今日においては、職員の職務の公正を確保する必要性も一層高まっているものと考えられる。

退職者の再就職状況に係る情報については、当審査会としても、実施機関において公表制度の創設等が行われ、その公開の推進が図られることを望むものである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 1 月15日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成19年 1 月25日 (第127回審査会)	・ 審査を行った。
平成19年 1 月31日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成19年 2 月22日 (第128回審査会)	・ 異議申立人からの反論書を受理した。 ・ 審査を行った。
平成19年 3 月23日 (第129回審査会)	・ 審査を行った。
平成19年 4 月26日 (第130回審査会)	・ 審査を行った。
平成19年 5 月24日 (第131回審査会)	・ 審査を行った。
平成19年 6 月13日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成19年 6 月28日 (第132回審査会)	・ 審査を行った。
平成19年 7 月26日 (第133回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏名	役職名等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
栗原由紀子	青森中央学院大学経営法学部講師	
紺屋 博昭	弘前大学人文学部准教授	
平井 卓	青森大学経営学部非常勤講師	会長職務代理者
三上久美子	特定非営利活動法人ウィメンズネット 青森理事長	

(平成19年7月31日現在)